様式第２７号（第１７条関係）

認定基準チェックシート（維持管理）

|  |  |
| --- | --- |
| マンションの名称 | 　 |
| マンションの所在地 | 　西宮市 |
| 申請者 | 　 |

基準を満たす項目のチェック欄に印を入れてください。

■必須項目

Ⅱ．住戸内の地震対策

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 家具転倒防止対策の実施 | ・家具転倒防止の必要性と壁下地に応じた対応方策を明記した家具転倒防止マニュアルの作成・配布 | ・入居者への家具転倒防止マニュアルの配布状況 | □ |
| ・耐震等級１の場合、マンション入居者に対する専門家による家具転倒防止対策相談窓口を一定期間設置※一定期間：分譲の場合は入居開始日から全住戸販売後１年間、賃貸の場合は継続的 | □分譲・すべてが分譲済み最終分譲日（　年　月　日）以下の期間、相談窓口を設置　　　年　月　日～　　年　月　日・一部の住宅が未分譲全住戸販売後１年間、相談窓口を設置□賃貸・相談窓口を継続的に設置 | □ |

Ⅲ．倉庫・資機材の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 防災倉庫 | ・共用部に防災倉庫を設置し、救出・救助資機材やその他防災関連の備蓄物資等を備蓄 （室名札等による表示・防災関連の備蓄物資等の一覧設置）※ＪＲ神戸線以南、及び河川氾濫区域内では、３階以上の場所に設置するよう努める。 | ・設置状況写真（室名札、救出・救助資機材、備蓄物資、一覧等） 添付 | □ |
| 救出・救助資機材 | ・救出・救助資器材の備蓄及び災害時の周辺住民への貸し出し | ・設置状況写真 添付　①電池式メガホン　（　　）②折りたたみ式担架（　　）③救急セット（　人用）（　　）④強力ライト　　　（　　）⑤ヘルメット　　　（　　）⑥簡易メガホン　　（　　）⑦避難用ロープ　　（　　）⑧その他（　　　　　）（　　） | □ |

Ⅳ．避難経路等の安全性

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 空地の確保 | ・非常時の避難に供することができる、敷地面積の１０％以上の空地を確保すること※日常的に開放され避難に供することができる敷地内の広場・プレイロット・歩道状空地・芝生等、非常時に開放し避難に供することができる通路・車路等 | ・現況写真　添付※確認事項：非常時の状況　①車路等ゲート 開放可　②通行障害 少　③植栽帯 通行可 | □ |
| 落下防止 | ・建築物から上記の空地までの水平距離は、当該部分の高さの平方根の２分の１以上とすること。ただし、安全上支障がないと認められる場合又は落下物に対する危険防止上有効な措置を講じた場合はこの限りでない。 | ・現況写真　添付※確認事項　①水平距離の確保　②落下防止対策の有無 | □ |

Ⅴ．日常の防災活動

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 入居者名簿の設置 | ・非常時の安否確認および自主防災活動を行うため、マンション入居者名簿（防災名簿）を管理組合等が備えること。 | ・保管状況写真 | □ |
| 防災訓練 | ・年に１回以上防災訓練を行う（消防訓練を兼ねてもよい）・防災に関する啓発活動を継続的に行う | ・防災訓練実施報告・啓発活動実施報告 | □ |

Ⅵ．マンション防災計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 計画の位置づけ | ・管理規約等にマンション防災計画を位置づける | ・マンション管理規約 記載状況 | □ |

Ⅶ．緊急輸送路の安全性

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 落下防止 | ・建築物から緊急輸送路までの水平距離は、当該部分の高さの平方根の２分の１以上とすること。ただし、安全上支障がないと認められる場合、又は落下物に対する危険防止上有効な措置を講じた場合は、この限りでない | ・現況写真　添付※確認事項　①水平距離の確保　②落下防止対策の有無 | □ |

■選択項目　：　以下、Ａ、Ｂで示された各項目のうち2つを選択する必要があります。また、Ｃはマンションが地上１１階以上に住戸を有する場合に各項目のうち１つを選択する必要があります。

なお、選択にあたっては、「Ⅴ．マンション防災計画」の内容と整合させること。

Ａ．備蓄・設備等の確保

マンション内で災害後７日間生活維持可能な備え、及び災害後一定期間周辺住民に開放することを考慮して選択すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目（以下のうち２項目選択） | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 飲料水・食料の確保 | ・一人１日当たり３ℓを７日分備蓄 （戸数×42ℓ以上） | ・現況写真 添付・消費期限（　　）年 | □ |
| ・煮炊き不要な食糧を備蓄（全住戸に対し１日２食７日分以上）※災害時における食事に配慮した多様な品目とすること。 | ・マンション管理規約 記載状況 | □ |
| 生活用水の確保(いずれか1つ選択) | ・防災井戸の設置（震災時協力井戸とする場合は環境保全課と協議要） | ・現況写真 添付※確認事項　①周囲に利用の障害となるものがない | □ |
| ・雨水貯留槽の設置（戸数×48ℓ以上） | □ |
| ・貯湯式給湯器の設置（全戸） | ・現況写真 添付・取扱説明書、仕様書等 添付 | □ |
| 生活設備・生活場所の確保(いずれか1つ選択) | ・かまどベンチの設置（200戸当たり１基 (１基にかまど２台)）、及びかまどベンチ用燃料・大型鍋・おたま杓子の備蓄　※周囲に炊き出し等に供する空地を確保し、燃料の量は１日２食7日間炊き出しするために必要な量以上とする（燃料備蓄については消防局予防課と協議要） | ・現況写真 添付 | □ |
| ・災害用マンホールトイレシステム及びトイレキットの設置（収容人員100人当たり１基）※災害後の利用における詰まり等を防止するため適切な対策を講じ、公共下水道に直接放流する場合は下水整備課と協議要 | ・現況写真 添付※確認事項　①周囲に利用の障害となるものがない ②詰まり等防止対策 | □ |
| ・災害後７日間の避難生活に有効な200㎡以上のまとまった敷地内オープンスペースの確保 | ・現況写真 添付※確認事項　①有効面積の確保 | □ |

Ｂ．地域連携

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目（以下のうち２項目選択） | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 自主防災会への加入 | ・近隣の既存地域自主防災組織に加入する。ただし、加入に向けた協議が調わない場合には、市防災危機管理局と協議の上、適切な対処策を実施する。（防災危機管理局と協議要） | ・自治会規約 | □ |
| 津波避難ビルの指定 | ・ＪＲ神戸線以南地域に位置する地上３階建以上の場合、津波避難ビルの指定を受ける。（防災危機管理局と協議要） | ・津波避難ビル 協定書 | □ |
| 生活場所の開放 | ・災害後一定期間、周辺住民に敷地内オープンスペースあるいは屋内スペースを開放する。 | ・現況写真 添付 | □ |

Ｃ．高層住戸の災害後の生活確保

　地上１１階以上に住戸を有するマンションにおいては、災害時の停電等によりエレベーターや水道等の使用が不可能になること等を考慮し、当該住戸の生活の確保等について対策を講ずること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目（以下のうち１項目選択） | 基準 | 準備すべき根拠資料 | チェック |
| 備蓄倉庫の確保 | ・高層住戸の入居者の飲料水や食料、災害時のポータブルトイレ等、高層階に留まり生活するのに必要と考えられるものを備蓄する施錠可能な備蓄倉庫を11階以上の共用部に設置する（室名札等による表示）※居住階から５階上がったフロア又は５階下がったフロアに一箇所以上設置し有効面積は11階以上の戸数×0.05㎡で算出される面積以上、かつ、５㎡以上とする | ・現況写真 添付※確認事項　①有効面積の確保　②室名札等の表示 | □ |
| 生活場所の確保 | ・高層住戸の入居者の避難生活に使用できる屋内スペースを低層部に設置する※有効面積は11階以上の戸数×４㎡×50％で算出される面積以上、かつ50㎡以上とし、生活場所と災害時の動線との区分が必要な場合はパーティション等を備蓄する | ・現況写真 添付※確認事項　①有効面積の確保 | □ |